

第74号議案

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、りゅうせん高齢者在宅サービスセンターを設置する
等のため提出します。

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を
改正する条例

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年
3月台東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中東京都台東区立みのわ高齢者在宅サービスセンターの項、
東京都台東区立くらまえ高齢者在宅サービスセンターの項、東京
都台東区立たなかデイホームの項及び東京都台東区立せんぞくデ
ィホームの項を削り、同表に次のように加える。

東京都台東区立りゅうせ ん高齢者在宅サービスセ ンター	東京都台東区竜泉二丁目 10番8号
-----------------------------------	----------------------

付 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。